

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年9月28日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 4件 |
| 厚生年金保険関係 | 4件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200052号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200033号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を20万円、請求期間④の標準賞与額を24万円、請求期間⑤の標準賞与額を22万円、請求期間⑥の標準賞与額を23万6,000円、請求期間⑧の標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

請求期間①、④、⑤、⑥及び⑧の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

請求者のA社における請求期間②、③、⑦、⑨及び⑩の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として請求期間②は15万円、請求期間③は25万円、請求期間⑦は28万円、請求期間⑨は30万円、請求期間⑩は35万円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑩までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年8月10日
② 平成24年12月15日
③ 平成25年8月9日
④ 平成25年12月12日
⑤ 平成26年8月7日
⑥ 平成26年12月15日
⑦ 平成27年8月11日
⑧ 平成27年12月10日
⑨ 平成28年8月10日
⑩ 平成28年12月9日

私は、A社から請求期間①から⑩までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①については賞与の記録がなく、請求期間②から⑩までの各期間については保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、請求期間①については賞与を記録し、請求期間②から⑩までの各期間については保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①から⑧までの各期間に係る賞与支給明細書、請求期間⑨及び⑩に係る全社員賞与集計表並びに請求者に係る平成24年から平成28年までの賃金台帳及び源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①から⑩までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑩までの各期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び全社員賞与集計表並びに請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②は15万円、請求期間③は25万円、請求期間④は24万円、請求期間⑤は22万円、請求期間⑥は23万6,000円、請求期間⑦は28万円、請求期間⑧は34万円、請求期間⑨は30万円、請求期間⑩は35万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は請求期間①から⑩までの各期間において同社の取締役であったことが確認できる上、同社及び請求者は、請求者は当該各期間において社会保険事務及び給与計算事務の担当者であったと回答している。

しかしながら、A社の事業主は、請求者が平成21年12月に入社する直前にそれまで社会保険事務を全て任せていた者が退職し、自分を含めて社内には社会保険事務について詳しい者がおらず、請求者も社会保険事務の経験がなく、何も知らなかったため、年金事務所への届出については、自分が調べて請求者に指示していたが、自分が賞与の届出が必要であることを知らず、請求期間①から⑩までの各期間に係る賞与の届出を行っていなかった旨陳述し、請求者は、同社に入社するまで社会保

険や給与計算に関する事務は全く経験がなく、何も知らない中で、入社してから現在まで事業主から指示されたとおり社会保険事務等を行ってきたため、請求期間①から⑩までの各期間に賞与の届出をどのような様式でどのように行っていたのかも分からない旨陳述しており、このような事情を鑑みると、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は、適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、請求期間②から⑩までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和4年4月1日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑩までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑩までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200053号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200034号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を59万円、請求期間②の標準賞与額を44万円、請求期間③の標準賞与額を59万円、請求期間⑤の標準賞与額を57万9,000円、請求期間⑥の標準賞与額を59万円、請求期間⑦の標準賞与額を62万円に訂正することが必要である。

請求期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

請求者のA社における請求期間④、⑧及び⑨の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として請求期間④は55万円、請求期間⑧は65万円、請求期間⑨は70万円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑨までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

請求期間①の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年8月10日
② 平成24年12月15日
③ 平成25年8月9日
④ 平成26年8月7日

- ⑤ 平成 26 年 12 月 15 日
- ⑥ 平成 27 年 8 月 11 日
- ⑦ 平成 27 年 12 月 10 日
- ⑧ 平成 28 年 8 月 10 日
- ⑨ 平成 28 年 12 月 9 日

私は、A社から請求期間①から⑨までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①については賞与の記録がなく、請求期間②から⑨までの各期間については保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、請求期間①については賞与を記録し、請求期間②から⑨までの各期間については保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求期間①から⑦までの各期間に係る賞与支給明細書、請求期間⑧及び⑨に係る全社員賞与集計表並びに請求者に係る平成 24 年から平成 28 年までの賃金台帳及び源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①から⑨までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑨までの各期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び全社員賞与集計表並びに請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 59 万円、請求期間②は 44 万円、請求期間③は 59 万円、請求期間④は 55 万円、請求期間⑤は 57 万 9,000 円、請求期間⑥は 59 万円、請求期間⑦は 62 万円、請求期間⑧は 65 万円、請求期間⑨は 70 万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は請求期間①から⑨までの各期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社は、請求者の仕事の内容は会社全体の生産管理業務であり、請求者は社会保険事務及び給与計算事務に関与したことはない旨回答しており、

このような事情を鑑みると、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は、適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、請求期間②から⑨までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和4年4月1日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑨までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑨までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、上記の請求期間①に係る賞与支給明細書及び請求者の賃金台帳により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、60万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①の訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200054号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200035号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を22万円、請求期間②の標準賞与額を19万6,000円、請求期間⑤の標準賞与額を24万円、請求期間⑥の標準賞与額を27万5,000円、請求期間⑧の標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

請求期間①、②、⑤、⑥及び⑧の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

請求者のA社における請求期間③、④、⑦、⑨及び⑩の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として請求期間③は28万円、請求期間④は33万円、請求期間⑦は28万円、請求期間⑨は30万円、請求期間⑩は35万円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑩までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

請求期間①の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和41年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年8月10日

② 平成24年12月15日

③ 平成25年8月9日

④ 平成25年12月12日

- ⑤ 平成 26 年 8 月 7 日
- ⑥ 平成 26 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 27 年 8 月 11 日
- ⑧ 平成 27 年 12 月 10 日
- ⑨ 平成 28 年 8 月 10 日
- ⑩ 平成 28 年 12 月 9 日

私は、A社から請求期間①から⑩までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①については賞与の記録がなく、請求期間②から⑩までの各期間については保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、請求期間①については賞与を記録し、請求期間②から⑩までの各期間については保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求期間①から⑧までの各期間に係る賞与支給明細書、請求期間⑨及び⑩に係る全社員賞与集計表並びに請求者に係る平成 24 年から平成 28 年までの賃金台帳及び源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①から⑩までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑩までの各期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び全社員賞与集計表並びに請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 22 万円、請求期間②は 19 万 6,000 円、請求期間③は 28 万円、請求期間④は 33 万円、請求期間⑤は 24 万円、請求期間⑥は 27 万 5,000 円、請求期間⑦は 28 万円、請求期間⑧は 34 万円、請求期間⑨は 30 万円、請求期間⑩は 35 万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者の請求期間①から⑩までの各期間における雇用保険被保険者の記録及びA社に係る履歴事項全部証明書並びに閉鎖事項全部証明書の役員に関する事項に請求者の氏名は確認できず、同社は、請求

者は請求期間①から⑩までの各期間において、役員として登記はしていないが、雇用保険に加入させていなかったのは役員に準ずる待遇であったためと回答している。

しかしながら、A社は、請求者の仕事の内容は生産管理業務であり、社会保険事務及び給与計算事務に関与したことはない旨回答しており、このような事情を鑑みると、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は、適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、請求期間②から⑩までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和4年4月1日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑩までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑩までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、上記の請求期間①に係る賞与支給明細書及び請求者の賃金台帳により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、23万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①の訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200055号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200036号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を59万円、請求期間②の標準賞与額を44万円、請求期間⑤の標準賞与額を57万9,000円、請求期間⑥の標準賞与額を59万円、請求期間⑦の標準賞与額を62万円に訂正することが必要である。

請求期間①、②、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

請求者のA社における請求期間③、④、⑧及び⑨の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として請求期間③及び④は55万円、請求期間⑧は65万円、請求期間⑨は70万円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑨までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

請求期間①の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年8月10日
② 平成24年12月15日
③ 平成25年8月9日
④ 平成26年8月7日

- ⑤ 平成 26 年 12 月 15 日
- ⑥ 平成 27 年 8 月 11 日
- ⑦ 平成 27 年 12 月 10 日
- ⑧ 平成 28 年 8 月 10 日
- ⑨ 平成 28 年 12 月 9 日

私は、A社から請求期間①から⑨までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①については賞与の記録がなく、請求期間②から⑨までの各期間については保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、請求期間①については賞与を記録し、請求期間②から⑨までの各期間については保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求期間①から⑦までの各期間に係る賞与支給明細書、請求期間⑧及び⑨に係る全社員賞与集計表並びに請求者に係る平成 24 年から平成 28 年までの賃金台帳及び源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①から⑨までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑨までの各期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び全社員賞与集計表並びに請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 59 万円、請求期間②は 44 万円、請求期間③及び④は 55 万円、請求期間⑤は 57 万 9,000 円、請求期間⑥は 59 万円、請求期間⑦は 62 万円、請求期間⑧は 65 万円、請求期間⑨は 70 万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は請求期間①から⑨までの各期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社は、請求者の仕事の内容は生産管理業務であり、請求者は社会保険事務及び給与計算事務に関与したことはない旨回答しており、このよう

な事情を鑑みると、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は、適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、請求期間②から⑨までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和4年4月1日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑨までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑨までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、上記の請求期間①に係る賞与支給明細書及び請求者の賃金台帳により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、60万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①の訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200048号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200037号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月

② 平成16年12月

私は、A社から請求期間①及び②の賞与が支払われていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求期間①及び②に係る資料は保存期限経過のため廃棄しており、請求者に係る請求期間①及び②の賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、オンライン記録により請求期間①及び②又はそのいずれかの期間にA社において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる者のうち、現住所がB県内の者に文書照会を行い、複数の者から回答があったが、請求者に係る請求期間①及び②の賞与については確認できなかった。

さらに、請求者は、請求期間①及び②の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賞与明細書等の資料を所持しておらず、請求者が請求期間①及び②の賞与が振り込まれた口座を開設していたとするC銀行D支店は、預金口座の取引内容が確認できるのは現在から遡って10年前までの取引である旨回答している上、請求期間①及び②に係る請求者の住所地であるE市は、請求期間①及び②に係る課税資料は保存期限の5年を経過しているため廃棄した旨回答していることから、請求期間①及び②の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200051号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200038号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年11月3日から平成15年3月20日まで

私は、請求期間において、A社のB工場に勤務し、C業務に従事していたが、厚生年金保険被保険者の記録がない。勤務していたのは確かなので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険被保険者の記録により、請求者は、請求期間の一部である平成11年2月8日から平成15年2月15日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成17年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書により確認できる元代表取締役は死亡していることが確認できることから、文書照会を行うことができず、また、当該閉鎖事項全部証明書によると、同社は同年3月*日に破産手続の開始が決定され、同年10月*日に費用不足による破産手続廃止の決定が確定していることが確認できることから、破産管財人は、同社に係る破産事件は破産手続廃止決定により終了し、相当期間が経過したため、関係資料の一切を破棄した旨回答している上、当該閉鎖事項全部証明書により確認できる元役員のうちオンライン記録により所在が判明した者に文書照会を行い全員から回答を得たが、請求者に係る請求期間の資料を保管していると回答した者はいないことから、同社における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険の届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、オンライン記録により、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在が判明した者に文書照会（以下「同僚照会」という。）を行い、複数の者から、請求者が同社において勤務していたことを記憶している旨回答があったが、請求者の具体的な勤務期間及び勤務実態については確認できない。

さらに、請求者の請求期間当時の住所地であるD市は、同市における住民税課税基礎資料の保存年限は8年間で、請求者に係る請求期間の資料は保存期限が経過しているため保存していない旨回答しており、請求者は、請求期間における給与明細書等の厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持していないことから、給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、請求者は、A社から支払われた給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答している。

加えて、同僚照会において、請求期間当時A社に勤務していたとして氏名が挙げられた者の中に、請求者同様、同社における雇用保険被保険者の記録は確認できるものの、オンライン記録により、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者がいることから、請求期間当時、同社では、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚生年金保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200075号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年4月1日から平成5年7月31日まで

私は、A社に昭和57年4月1日に入社し、当時の基本給は7万5,000円でほとんど毎日残業をしていた。また、途中でどのくらい昇給していったのかは定かではないが、平成元年に結婚したときの給与の手取額は20万円前後であった。

しかしながら、ねんきん定期便によると、標準報酬月額が入社時は6万8,000円、平成元年は11万8,000円と記録されているので、請求期間の標準報酬月額を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与支給額に比べ低く記録されている旨主張している。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間に係る資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間はB市に住民登録していた旨回答していることから、同市に対して昭和58年度分から平成6年度分までの請求者に係る住民税課税基礎資料の保管状況を照会したが、同市は上記各年度分の住民税課税基礎資料は保存期間経過により廃棄済みのためない旨回答している上、改製原戸籍の附票によると、請求者は平成4年6月30日にB市からC市に転居していることが確認できることから、同市に対して平成5年度分及び平成6年度分の請求者に係る住民税課税基礎資料の保管状況を照会したが、同市は上記各年度分の住民税課税基礎資料は保存期

間経過により廃棄済みのためない旨回答していることから、請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

さらに、請求者は請求期間の給与が振り込まれていた通帳は持っていない旨回答している上、請求者が請求期間の給与振込口座に指定していたとするD銀行E支店の担当者は、請求期間の預金取引記録はデータがないため確認することはできない旨陳述していることから、請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

加えて、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、上記健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。